

学内等における新型コロナウィルス感染症対応マニュアル

令和2年5月28日策定
令和2年7月30日改訂
令和3年3月1日改訂
令和4年2月22日改訂
令和4年8月1日改訂

学生及び教職員の健康・安全の確保と大学の事業の継続を目的に、学内等における具体的な場面を想定し、次のとおり対応策を講じるものとする。

なお、本マニュアルは、今後の感染状況や国・自治体の対応方針に応じて隨時更新する。

キャンパス内における対応

1 感染予防意識の向上方策

学生・教職員の感染予防への意識向上のため、次のとおり方策を講じる。

- (1) KISS やホームページを活用した適時の情報配信と感染予防意識の啓発
- (2) 学生への資料配付による注意喚起
- (3) 学内各所への啓発ポスター等の掲示

「『新しい生活様式』の実践例」(厚生労働省)など、最新情報のポスター掲示

「手洗い励行」、「ソーシャルディスタンス」等の貼り紙掲示 など

- (4) ホームルーム、授業を通じた感染予防に対する指導・助言

2 キャンパス入構時の確認体制（守衛・事務部）

- ・入構者のサーマルカメラまたは非接触体温計によるチェック
- ・登学学生（面接授業受講者、学内での遠隔授業受講者、その他許可者）のリストとの照合（**登学制限時**）
- ・体調不良者への対応 → 保健室との連携

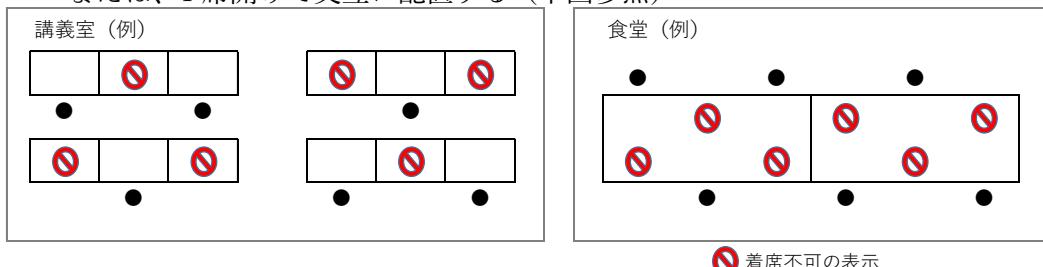
3 施設内における環境整備（施設課・担当教員）

感染拡大のリスク低減のため、次のとおり学内環境の整備に努める。

(1) 使用教室の制限・座席指定

- ① 面接授業及び学内での遠隔授業の受講に使用しない教室の施錠
- ② 教室、図書館及び食堂等の共用スペースの指定座席表示と椅子の撤去
 - ・座席は 1.5m程度の間隔を空ける（試験用の座席配置）

または、1席開けて交互に配置する（下図参照）



- (2) 各館入口、実験・実習室等及び所定場所への消毒液の設置
- (3) サーマルカメラ（非接触で熱を検知）の設置（入構者の体温チェック）
- (4) 各相談窓口へのフィルム・パーテイションの設置（飛沫・接触の防止）
- (5) 動線とソーシャルディスタンスの確保
 - ① 食堂・売店、証明書発行機、事務窓口など、複数の学生が並ぶ場所での動線確保
 - ② 床面への立ち位置の表示
- (6) 使用頻度の高いトイレ洗面への薬用ハンドソープの設置（別置き）
- (7) 館内の消毒
 - ① 学生の授業教室及び使用が想定される場所については、毎日の清掃・予防消毒を実施する。また、学生の登学の状況に応じて清掃の頻度とシフトの調整を行う。
 - ・使用教室：机、椅子座面・背もたれ、扉の取っ手、PC、マイクの消毒
(清掃時・授業終了後)
 - ・共用スペース：テーブル、椅子座面・背もたれ、扉の取っ手、手すりの消毒
(清掃時、昼休み)
 - ・エレベーター：ボタン、手すりの消毒（清掃時）
 - ・トイレ：常時の清掃に加え、扉の取っ手・便座の消毒
(清掃時・使用フロアの授業終了後)
 - ・その他：自動販売機の消毒（清掃時）
 - ② 実験・実習・演習室にあっては、①に加え、教員または学生による消毒を実施する。
 - ・PC 教室：消毒液を配置。使用する教員・学生によるキーボード及びマウスの消毒（授業の前後）
 - ・実験・実習室：消毒液を配置。実験設備・備品等の消毒（授業終了後）
 - ・ピアノ演習室：消毒液を配置。ピアノの鍵盤、その他備品等の消毒（授業終了後）
- (8) 換気
 - ① 学生の授業教室及び使用が想定される場所については、次のような方法で定期的な換気を行う。
 - ・2方向以上の窓・扉の一部の開放による常時換気または全ての窓・扉を一定間隔で開放（各講義室の開き扉用ストップバーの取付け・網戸設置箇所に黄色マーク）
 - ② 適時の大換気（空気の入替え）を行う。（朝、夕、授業終了後、清掃時）

4 事務部の取組

- (1) 学生の入構時の点検
 - ① 授業開始前の時間帯に、守衛室と連携して学生の入構時の点検に当たる。
 - ② 体調不良学生に対する助言など、学生の事情に応じた対応を行う。
- (2) 学内授業環境の定期的な点検（巡回）・改善
 - ① 学生が学内で遠隔授業を受講する時間帯の、学修環境の点検と学生への助言を行う。
 - ② 点検結果は、授業担当者と情報を共有し、必要に応じて改善を図る。
- (3) 食堂等各共用スペースの適時の点検（巡回）・改善
 - ① 共用スペースの衛生環境について、定期的な点検を行う。
 - ② 学生の利用状況を把握し、必要に応じた改善を図る。

- ③ 不必要に学内に滞在している学生に対する助言を行う。〈登学制限時〉

5 面接授業を実施する教員の取組

- (1) 感染者発生時の濃厚接触者の特定を容易にするため、座席表による座席の指定や、活動グループの記録が望まれる。
- (2) 学生の遵守事項の指導
「新型コロナウイルス感染予防のための学生生活ガイドライン」より
- ① こまめな手洗い・手指の消毒
 - ② 指定座席への着席、室内の十分な換気・空気の入替えの実施
 - ③ 最低限の館内移動・他者との接触、万一のための行動記録。
 - ④ 授業・用件の終了後の速やかな帰宅（登学制限時は学内で自習はしない）
 - ⑤ 当該授業の後に遠隔授業を受ける学生への注意喚起
 - ・移動時間がある場合は、自宅で受講するよう促す。〈登学制限・遠隔授業実施時〉
 - ・学内で受講する際の消毒、換気の徹底への指導
- (3) 体調不良者への指導
- (4) 教室内の PC 機器及びマイク、実験・実習・演習室の備品や機器消毒の徹底

6 発熱、風邪症状等、体調不良者への対応

- (1) 感染が疑われる症状がある場合の対応
- ① 発熱や咳等の体調不良がある場合、登校（出勤）せず医療機関に事前に電話の上、マスクを着用して受診する。
 - ② 受診、PCR 等の検査が陰性と確認できるまで、又は、医師が指示する期間は出席停止とし、自宅にて健康観察を行う。

7 感染者・濃厚接触者への対応

- (1) 感染者が判明した場合の対応
- ① 第1報の受理
 - ・本人等から感染が判明した旨の連絡を受けた教職員は、速やかに事務部の長に報告する。
 - ② 感染者の出席（出勤）停止
 - ・感染者は、別途「新型コロナウイルスに係る出席停止の考え方」に規定された期間は出席（出勤）停止とし、療養施設又は自宅で療養する。
 - ③ 臨時休校の検討
 - ・感染者の発生状況や保健所の疫学調査の結果、地域の感染状況から学内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合は、学医の助言等を踏まえ学科単位、学年単位など感染拡大の可能性に応じて範囲、期間等について検討する。
 - ④ 感染拡大防止
 - ・当該感染者が活動した範囲を特定して、特に高頻度で使用した機材や什器等を消毒用エタノールまたは、0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒を行う。
 - ・必要に応じ保証人等に対し、感染症の発生状況の情報提供や対応策を説明し、検査や健康観察及び臨時休校等の措置に対する理解と協力を得るよう努める。

⑤ 感染者等への心のケア

- ・感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などが生じないよう十分に配慮し、学生相談室、保健室及び関係教職員が連携して感染者等の心の健康問題に適切に対応する。

⑥ 公表

- ・感染者が特定されることのないようプライバシーの保護に十分に配慮しつつ、感染者の発生状況や対応策について正しい情報を提供し、感染拡大防止及び風評被害の防止に努める。

⑦ 文部科学省への発生報告

- ・文部科学省では感染事例の情報や知見を蓄積しており、感染者が発生した学校に対し発生報告が求められている。

(2) 濃厚接触者と特定された場合の対応

① 濃厚接触者の出席（出勤）停止

- ・濃厚接触者と特定された場合は、別途「新型コロナウイルスに係る出席停止の考え方」に規定された期間は自宅待機（健康観察）とする。
- ・健康観察期間中に症状が出た場合は、速やかに受診する。受診の際には、あらかじめ電話で「濃厚接触者である」事を申し出て、マスクを着用して受診する。

(3) 出席（出勤）停止の取り扱い

① 以下の場合は速やかに保健室に連絡する

- ・「感染者」「濃厚接触者」となった場合
- ・感染が疑われる症状があり登校（出勤）できない場合

② 授業、勤務等の対応

- ・保健所が指示する自宅待機期間及び大学の方針に基づき、自宅待機が必要な期間を出席停止として取り扱う。
- ・学生については、保健室と教務課が連携して、授業、試験等において不利益にならないよう対応する
- ・教職員については状況に応じ休暇取得、在宅勤務等として対応する

学生寮における対応

1 感染予防意識の向上方策

- (1) 寮生の感染予防への意識向上のための対応は、「キャンパス内における対応」を準用する。
- (2) 寮生対象の留意事項の周知により、感染予防対策の徹底を図る。

2 施設内における環境整備（施設課・寮監・業務委託職員）

感染拡大のリスク低減のため、寮内環境の整備に当たっては、「キャンパス内における対応」を準用する。

3 感染予防のための寮生の行動

(1) 各寮生共通事項

- ① 全員マスクを着用し、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ② 共用スペースで過ごす時はマスクを着用する。
- ③ 個人用の体温計を実家から持参し、毎日朝食前、帰寮後に検温を行い、記録し寮監に報告する。
(風邪の症状等疑わしき状況がある場合は速やかに寮監に申し出る)
- ④ 寮生同士の部屋の行き来、外泊、友達、家族の不要不急の来訪は当面禁止とする。(帰省は可)
- ⑤ 生活必需品の買い物を除き、不要不急の外出は自粛し、アルバイトは当面禁止とする。
- ⑥ 部屋の換気はこまめに行い、掃除を徹底する。
- ⑦ 門限時間を、当面 20 時に変更する。
- ⑧ 廊下ではマスクを着用した上ですれちがうときなどは、会話は最小限に、ソーシャルディスタンスを心掛ける。

(2) 天神寮生の場合

- ① トイレ使用後は各自便座、ふたなどを消毒する。
- ② 食事は対面せず、片面方向に間隔をあけて座り、静かに喫食する。食事終了後は各自でテーブルを消毒する。
- ③ 風呂は密にならないよう時間差で使用する。
- ④ 寮室は当面 1 人部屋とする。
- ⑤ パソコン室の使用は予約制とし、オンライン授業を優先とする。
- ⑥ テレビ室の使用は当面禁止とする。

(3) 行幸寮の場合

- ① 食事は部屋で 1 人で食べる。グループでの食事は当面禁止とする。
- ② ラウンジの使用は予約制とし、オンライン授業を優先とする。テレビ、ビデオ視聴、飲食、雑談は当面禁止とする。席は決められた椅子に間隔を空けて座る。(定員 15 名まで)
- ③ ピアノ室の使用は一人 1 日 1 時間とし、複数での入室を禁止とする。

4 寮監の取組

- (1) 寮監は全員マスクを着用し、自らだけでなく、寮生にも手洗いや手指の消毒を徹底させる。
- (2) ドアノブ、電源スイッチ等をこまめに消毒する。
- (3) 寮生が不要な外出、集団での談話をしていないか注意観察し、順守できていない寮生へ注意指導する。

5 感染が疑われる者が出た場合

- (1) 感染が疑われる寮生が出た場合は、次のとおり対応する。
 - ① 居室での待機・隔離
 - ・天神寮では 1 人部屋の場合は自室に待機、相部屋の場合は療養ルームに隔離
 - ・行幸寮では自室に待機
 - ② 最寄の医療機関に電話の上、受診させる。
 - ③ 該当する寮の寮監は、速やかに学生の所属するキャンパスの学生課長に報告する。
 - ④ 学生課長は、学生部長に報告する。

- ⑤ 学生部長は、学長、危機管理委員長及び法人本部長に報告する。
 - ⑥ 学生課長は、当該学生の保証人に連絡し、対応について報告する。
 - ⑦ 経過及び対応について、両キャンパス学生部での情報共有を図る。
- (2) 夜間緊急時に疑いのある者が出た場合
- ① 寮監は、緊急受診が必要と判断した場合には、下記関係機関に連絡し受診支援を行う。

- ・神戸市救急相談ダイヤル #7119
 - ・「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」(神戸市)
078-322-6250 (専用ダイヤル) (土日祝含む 24 時間)

6 感染者が出了した場合

- (1) 寮生が感染症と診断された場合には、次のとおり対応する。
 - ① 学生課長が感染者を探知した場合は、学生部長及び事務部の長に速やかに報告する。
 - ② 学生部長は、寮内の感染拡大防止に努める。
 - ③ 学生部長は学長、危機管理委員長及び法人本部長に報告する。
- (2) 感染者が出了した寮は、保健室と協力して他の寮生全員の健康状態を観察する。発熱等の認められる学生がいる場合は、前項「5 感染が疑われる者が出た場合」に基づき対応する。また、寮内について必要な消毒作業を行う。
- (3) 寮内に感染症のクラスターが発生した場合、対策本部は寮を閉鎖するかどうか検討し、判断する。寮を閉鎖する場合でも、濃厚接触者となった寮生等について、寮での健康観察を指示する時は寮に留め、国や自治体、大学の指定する期間の健康観察をする。

その他（参考資料）

このマニュアルと併せて、次の資料を参照すること。

- 令和2年6月5日付け2文科高第238号「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）
文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00012.html

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒、□咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽・スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

(厚生労働省ホームページより-200619記載内容変更-)